

第3章 計画の基本的な考え方

こども・若者の健やかな成長を みんなのやさしさに支えるまち 習志野

本計画では、習志野市子ども・子育て支援事業計画より基本理念としてきた「こどもの健やかな成長をみんなのやさしさに支えるまち 習志野」を継承します。

未来を担うこども・若者は、家庭や地域において人と人をつなぐかけがえのない存在です。こども・若者の健やかな成長を支える営みは、こども・若者や家庭、地域の人々などがともに関わり、ともに育ち合い、ともに支え合うことで実現できるものです。それがやさしさにあふれるまちづくりとなり、市民一人ひとりの幸せにつながるものと考えます。

本市は、こども基本法の理念にのっとり、すべてのこども・若者が健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現するために、地域、行政、企業、団体など多様な主体が子育て・子育て支援の担い手となり、その目的を共有して、喜びや生きがいを共感することができるよう努めます。

また、こども・若者が安心して生まれ、権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめてたくましく生きていける力を持つことができるために、「みんなのやさしさに支えるまち」づくりに、すべての主体と連携、協力して取り組んでまいります。

2 基本視点・基本目標

基本理念に沿った施策を推進するため、3つの基本視点及び基本目標を設定し、各施策に取り組んでいきます。

【基本視点・目標】

自律力 こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

こども・若者は、未来を担う輝かしい光です。社会を構成するすべての人には、一人ひとりのこども・若者が、愛され、個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれる社会を築いていく役目があります。また、こども・若者を権利の主体として、その多様な人格・個性及び意見を尊重し、最善の利益を図らなければなりません。

その上で、一人ひとりのこども・若者が、生涯をたくましく生きるためには、自身の力で物事を行う「自立力」に加え、自分や周りをコントロールし、自分を律する「自律力」が必要です。

この二つの力は、こども・若者自身が、人と人とのやさしさのつながりの中で、命の大切さを知り、他者を思いやる心を持ち、互いに人格と個性を尊重し合いながら、ありのままの自分を大切にすることで育まれるものであり、自分の未来を信じ、たくましく生き抜く原動力になります。

そこで、本計画では、こども・若者が権利や個性を尊重されながら、自分の未来を見つめて、たくましく生きていく力＝「自律力」を育むという視点をもって施策を展開します。

家庭力 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

家庭には子育てについての第一義的な責任があります。

こどもが初めて出会う一番小さな社会である家庭には、ひとり立ちするために、病気や事故などから養護する機能や、言葉や知識・技能などを伝達する機能があり、これらの機能は、子育ての中で、家庭から子へ引き継がれ、地域社会の中で支えられてきたものです。

しかし、現状は、核家族化や地域社会の希薄化により、子育て家庭の孤立を生み、子育てに対する負担感や不安感から、ネグレクトを含むこどもへの虐待など、命にかかわる重大な状況もみうけられます。

子育ては本来、こどもの存在に感謝し、日々成長する姿に感動し、家庭もともに成長することができる尊い営みです。この営みに喜びや生きがいを感じながら、それぞれの家庭がその家庭にあった子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期において切れ目のない支援を行うことが重要です。

そこで、本計画では、家庭が喜びや生きがいを感じながら、子育てできる力＝「家庭力」を育むという視点をもって施策を展開します。

地域力 地域社会が、こども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

地域等がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える環境づくりは、こども・若者の自己肯定感を育むとともに、子育て家庭の子育てに対する不安や負担感、孤立感を和らげることに繋がります。

本市で行っているファミリー・サポート・センターの市民による相互援助活動のほか、子育て支援やこどもの居場所づくりを行っている団体等のあたたかい見守り等の支援の輪が広がることにより、こども・若者、家庭が地域に見守られ安心して生活することが可能となります。

こうした人と人とのやさしさのつながりが、すべての人々の元気の源となり、地域全体の活性化につながると考えます。

そこで、本計画では、地域社会がこども・若者や家庭をやさしく見守り、支える力＝「地域力」を育むという視点をもって施策を展開します。

3

施策体系

基本理念

子ども・若者の健やかな成長をみんなのやさしきで支えるまち 習志野

基本視点

基本目標

自律力

1 子ども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち

基本方針	基本施策
1-1 子ども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実	①子ども・若者の権利擁護の推進【重点施策】 ②子ども・若者の自立に向けた支援の充実 ③子ども・若者にやさしい都市環境の充実 ④多様性を認め合うまちづくりの充実
1-2 子どもが健やかでたくましく成長できる 教育・保育環境の充実	①教育・保育の環境整備の推進【重点施策】 ②教育・保育活動などの充実

家庭力

2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち

基本方針	基本施策
2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる 切れ目ない支援の充実	①子どもと親の健康支援の推進【重点施策】 ②子育て家庭に対する相談支援の充実 ③特別な配慮が必要な子どもに対する支援の充実 ④子育てに希望を持てる支援の充実
2-2 すべての家庭が安心して子育てが できる環境の充実	①多様なニーズに応える保育サービスの推進【重点施策】 ②子育て家庭の経済的支援の充実 ③家庭教育の支援の充実

地域力

3 地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち

基本方針	基本施策
3-1 地域における子育て・子育て支援拠点 の充実	①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進【重点施策】 ②地域における子育て家庭の拠点づくりの充実
3-2 地域における多様なネットワークの 活用と充実	①世代間交流の充実 ②地域の人材を活かす活動の充実 ③地域・企業における次世代支援の充実

4

重点施策・評価指標

前計画の振り返りによる今後の課題や、本計画の策定にあたり実施したニーズ調査等を踏まえ、本計画では、基本施策の中から重点施策を設定して取り組みを進めます。

また、計画内容を実施したことによる成果や、実施状況の把握・点検を行うため、各重点施策に成果目標と、それを実現するための取り組み目標を定めます。

 ≪自律力≫ 基本目標I

【こども・若者が、権利や個性を尊重されながら、未来を見つめたくましく生きるまち】

【1-1 こども・若者が自分を大切に生きていく環境の充実】

①こども・若者の権利擁護の推進

こども・若者がその権利を擁護され、様々な環境のもと自己肯定感を持って、健やかに成長していけるよう、主に次の取り組みを実施します。

- いじめの未然防止、解消に向けた取り組みを推進します。具体的には、生徒指導体制の充実を図りいじめの未然防止を図るほか、メール相談やアンケート等により、相談しやすい環境づくりや早期発見・早期対応に努めます。
- 虐待等の予防、早期発見と対策を図るため、「こども家庭センター」において、母子保健機能と児童福祉機能の一体的な支援を実施します。「こども家庭センター」では、支援が必要なこどもとその家庭に応じたサポートプランを作成し、関係機関と連携しながら、継続的な支援を行います。
- ヤングケアラーがいる家庭を早期に把握し、必要とする支援につなげることができるよう、継続的な広報・啓発活動を行い、ヤングケアラーへの認知度向上に努めます。また、対象世帯には、必要に応じて家庭を訪問し、家事・育児等の支援を行うことで福祉サービス等につなげ、不安や負担を軽減します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校下学年)	65.5% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
自分にはよいところがあると思うこどもの割合 (小学校上学年~中学生)	78.9% (令和5年度)	
自分にはよいところがあると思う若者の割合 (高校生相当~29歳)	83.0% (令和5年度)	
ふだんほっとできる場所に「自分の家(自分の部屋以外)」と回答するこどもの割合(小学校下学年)	67.1% (令和5年度)	

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
いじめのアンケート実施人数に占めるいじめ未解決人数の割合	0.5% (令和5年度)	0% (令和10年度)
こども家庭センターサポートプラン作成件数		80件 (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (小学校上学年~中学生)	35.2% (令和5年度)	60.0% (令和10年度)
ヤングケアラーの認知度 (高校生相当~29歳)	65.0% (令和5年度)	85.0% (令和10年度)

【1-2 こどもが健やかでたくましく成長できる教育・保育環境の充実】

①教育・保育の環境整備の推進

保育所等や放課後児童会の利用を希望する家庭が増加する中、保護者が安心して子育てができるよう、また、学校等においてこどもたちが安心して楽しく過ごせるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 保育施設の整備により待機児童を解消し、今後の開発に伴う保育需要の増加に対しては、周辺の既存施設の活用を図りつつ、適切な施設整備を行います。また、働きやすい環境の整備等により保育人材を確保し、こどもを安心して育てることができる環境整備を図ります。

○保育施設の整備予定

施設名	開設予定	予定定員
藤崎こども園(藤崎幼稚園を再編)	令和7年4月	142人
藤崎みつばし保育園(藤崎保育所を私立化)	令和7年4月	132人
民間認可保育所(開発事業に対応)	令和11年4月	132人

- 放課後児童会への小学校4年生以上の入会希望の増加等に対応するため、小学校の余裕教室の活用等、引き続き必要な環境整備を進め、待機児童ゼロを維持します。また、放課後児童支援員等の確保と安定的な運営を図るため、計画的に業務委託を実施します。

○放課後児童会の整備予定

児童会名	整備予定	予定定員
大久保東第一児童会(仮移転)	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会	令和7年11月	40人
大久保東第二児童会(プレイルームの整備)	令和7年11月	40人
向山第一児童会(プレイルームの整備)	令和8年2月	45人
つだぬま第四児童会	令和9年4月	45人
大久保東第一児童会(移転)	令和10年8月	60人
大久保東第二児童会(移転)	令和10年8月	60人

第3章 計画の基本的な考え方

○放課後児童会の業務委託の実施予定

児童会名	種別	予定年度
つだぬま第一・第二・第三児童会	更新	令和7年度
東習志野第一・第二・第三児童会	更新	令和8年度
秋津児童会	更新	令和8年度
実籾児童会	新規	令和8年度
袖ヶ浦東児童会	更新	令和9年度
袖ヶ浦西児童会	更新	令和9年度
谷津第一・第二・第三・第四・第五・第六児童会	新規	令和9年度
屋敷第一・第二・第三児童会	更新	令和10年度
向山第一・第二児童会	更新	令和10年度
実花第一・第二児童会	新規	令和10年度
香澄児童会	新規	令和10年度
鷺沼第一・第二・第三児童会	更新	令和11年度
藤崎第一・第二児童会	更新	令和11年度
大久保東第一・第二児童会	更新	令和11年度

※令和12年度に新規で大久保第一・第二・第三・第四児童会及び谷津南第一・第二・第三・第四児童会を民間委託する予定です。

- 学校施設の大規模改修、長寿命化、改築を計画的に実施し、安全で潤いのある教育環境の整備を図ります。また、子ども達の切実なニーズに応えるため、学校体育館等への空調設置を行い、快適な学校生活を過ごす支援を行います。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
本市が特に取り組むべき子育て支援策として「乳幼児の教育・保育施設の充実」と回答する未就学保護者の割合	20.7% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
放課後児童会が安心して楽しく過ごせると感じるこどもの割合	97.0% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
学校にいる時間が楽しいと回答することものの割合 (小学校下学年)	87.8% (令和5年度)	向上 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
待機児童数 (保育所等)	2人 (令和6年4月)	0人 (令和11年4月)
待機児童数 (放課後児童会)	0人 (令和6年5月)	0人 (令和11年5月)
市立小・中・高等学校体育館空調設置率	0% (令和5年度)	100% (令和8年度)



第3章 計画の基本的な考え方

「家庭力」基本目標2

【2 家庭が、喜びや生きがいを感じながら子育てできるまち】

【2-1 安心して妊娠・出産・育児ができる切れ目ない支援の充実】

①こどもと親の健康支援の推進

妊娠から子育てまで、切れ目なく寄り添った支援を行うことで、妊娠・出産・育児についての不安を軽減、こどもと親の健康の保持増進が図られるよう、また、こどもの成長・発達に不安のある家庭も安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 妊娠届出時の面接、妊娠8か月の相談支援、こんにちは赤ちゃん（乳児家庭全戸訪問）事業、産後ケア事業、健康相談等を通して、身近に相談できる機会を提供し、妊娠中から就学までの切れ目ない母子健康支援（妊婦等包括相談支援事業）を行います。
- 妊婦健診等により安全で安心な出産を支援するとともに、乳幼児期の健康診査では、こどもの発育・発達状況を確認して、課題や不安の早期発見と、それに対する相談支援を行います。また、5歳児健診を新たに実施し、就学を見据えたこどもの特性の把握と、生活習慣に関する指導を通して、適切な相談支援につなげます。
- 成長・発達に不安があるこどもとその家庭に対しては、気持ちに寄り添い、不安軽減につながる相談支援を行うとともに、必要に応じて、こどもの配慮すべき点を把握して適切な支援を行うための個別支援計画を作成し、乳幼児期から学齢期に向けて一貫した継続的なサポートを実施します。

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
実際に予定するこどもの数が、理想とすることどもの数より少ない理由に、「妊娠・出産が精神的・肉体的に大変だから」と回答する未就学保護者の割合	41.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
健康状態がよいと回答することどもの割合 (小学校上学年～中学生)	60.2% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
子育てに関して相談先がないと回答する未就学保護者の割合	3.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
こんにちは赤ちゃん(乳児家庭全戸訪問)事業実施率	97.9% (令和5年度)	100% (令和10年度)
産後ケア事業延べ利用日数	140日 (令和5年度)	409日 (令和10年度)
1歳6か月児、3歳児及び5歳児健康診査 事後相談延べ利用件数	157件 (令和5年度)	184件 (令和10年度)
ひまわり発達相談センター 乳幼児個別支援計画作成件数	206件 (令和5年度)	253件 (令和10年度)



第3章 計画の基本的な考え方

【2-2 すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実】

①多様なニーズに応える保育サービスの推進

様々な環境やライフスタイルに応じた保育サービスを提供することで、子育てに対する多様なニーズに応え、安心して子育てができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 生後6か月から満3歳未満のこどもが、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず柔軟に利用できる「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」を開始し、育児負担等の軽減と、すべてのこどもが多様な人・環境と関わる機会等を提供します。
- 一時保育の利用枠を拡大するとともに、市立施設での利用において令和6年度から開始したLINE予約を推進することで利用者の利便性を向上し、使いやすい保育サービスを提供します。
- 援助を受けることを希望する親と、援助することを希望する会員との相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の実施により、各保育サービスの隙間にあるニーズへの対応を図ります。育児・家事支援、ショートステイ、一時預かりといった多様なメニューの提供に加え、提供会員の確保や手続きの改善にも取り組み、使いやすさの向上を図ります。

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
特に取り組むべき子育て支援策として「保育メニューの充実」と回答する未就学保護者の割合	13.9% (令和5年度)	減少 (令和10年度)
一時保育利用者の満足度 (市立施設)	58.0% (令和5年度)	70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター活動件数	2,919件 (令和5年度)	3,000件 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度) 利用定員数		69人 (令和11年度)
一時保育予約方法の満足度 (市立施設)		70% (令和10年度)
ファミリー・サポート・センター会員数	2,657人 (令和5年度)	2,700人 (令和10年度)

「地域力」基本目標3

【地域社会が、子ども・若者や家庭をやさしく見守り支えるまち】

【3-1 地域における子育て・子育て支援拠点の充実】

①地域における子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が、放課後等に自由に気軽に行くことができ、安全で安心して過ごせる様々な居場所を確保することで、子ども・若者が学びや体験活動に接する機会を増やし、幸せな状態（ウェルビーイング）で成長することができるよう、主に次の取り組みを実施します。

- 放課後などにすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などの機会を提供する放課後子供教室について、未設置校へ計画的に設置を推進し、すべての市立小学校で実施します。また、全校において放課後児童会との校内交流型で実施するとともに、参加率の低い高学年向けのプログラムの実施や、遊具・書籍の充実など、成長段階に応じた運営を行い、幅広い児童から選択される居場所となるよう事業を実施します。

○放課後子供教室の新規開設予定

小学校名	開設年度	委託方法
津田沼小学校	令和7年度	放課後児童会と同一事業者
大久保小学校	令和7年度	単独
谷津南小学校	令和7年度	単独
実籾小学校	令和8年度	放課後児童会と同一事業者
谷津小学校	令和9年度	放課後児童会と同一事業者

- 他の公共施設においても、子ども・若者の居場所となりうるスペースの充実を図り、遊び場や学習の場などを提供していきます。
- 経済的に困難な家庭等への食事の支援のみならず、子どもの居場所としての役割も果たす子ども食堂について、活動のさらなる活性化に向けた連携や、運営する団体への運営支援を行い、地域力による子どもの居場所づくりを推進します。

第3章 計画の基本的な考え方

○評価指標

(1) 成果目標

項目	現状値	目標値
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校下学年)	66.6% (令和5年度)	向上 (令和10年度)
最近の生活に満足しているこどもの割合 (小学校上学年～中学生)	63.9% (令和5年度)	
特に取り組むべき子育て支援策として「放課後の居場所の充実」と回答する就学保護者の割合	25.5% (令和5年度)	減少 (令和10年度)

(2) 取り組み目標

項目	現状値	目標値
放課後子供教室開設校数	11校 (令和6年5月)	16校 (令和9年5月)
放課後子供教室高学年(5～6年生)登録率	23.9% (令和6年5月)	28.5% (令和11年5月)
子ども食堂実施箇所数	9か所 (令和6年4月)	11か所 (令和11年4月)



5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、主体となる子ども・若者、子育て家庭とそれを取り巻く、地域、行政、企業、団体など多様な主体が相互に連携し、目標に向けてそれぞれが積極的、効果的に取り組んでいく必要があります。

(1) 計画の周知

市民の子ども・若者、子育て家庭の支援に対する意識の高揚を図るため、計画の趣旨や基本理念、目標、具体的な取り組み等について、市ホームページの他、様々な手法により周知し、市民の取り組みへつなげます。

(2) 計画推進体制と進捗・管理

本計画の推進にあたっては、子ども部が所管となり、全庁的な体制のもとに、各年度においてその実施状況を把握・点検しながら、計画内容を着実に実施していきます。

計画の進捗の管理及び実施状況の点検評価については、習志野市子ども・子育て会議が中心となり、年度ごとに施策・事業の実施状況を把握し点検するとともに、事業評価・計画見直し等を行い、継続的な取り組みを推進します。

計画の進捗及び実施状況の結果については、市ホームページ等により広く住民に周知を図ります。

住民満足の上昇のため、「計画⇒実施⇒検証評価⇒改善 (Plan・Do・Check・Action)」のすべての段階に市民が参加し、市民とともに継続的に、柔軟に計画を実施していくことで、住民満足度の向上を図ります。

■計画 (Plan)

事業内容、数値目標、見込量等を定める

■実行 (Do)

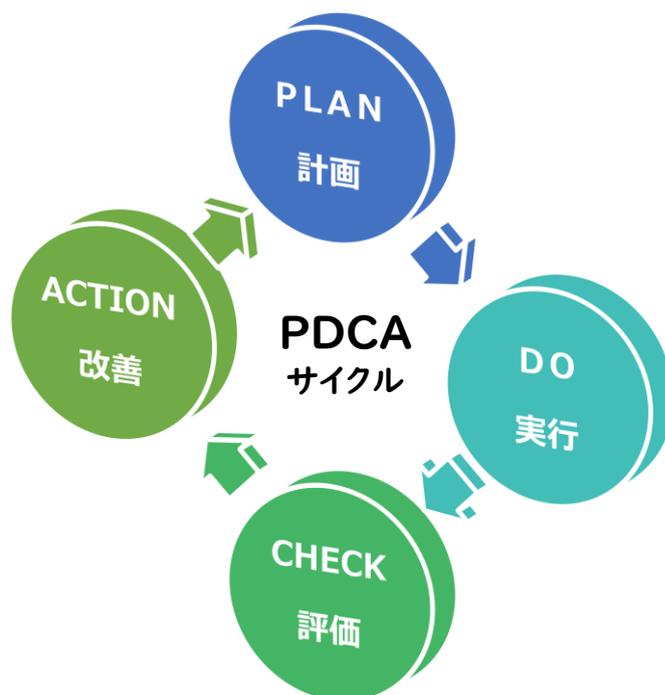
計画の内容を踏まえ、事業を実施する

■評価 (Check)

実施した結果を評価し、分析を行う

■改善 (Act)

評価結果を踏まえ、必要に応じて計画や事業の改善・見直し等を実施する



第3章 計画の基本的な考え方

(3) SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた計画の推進

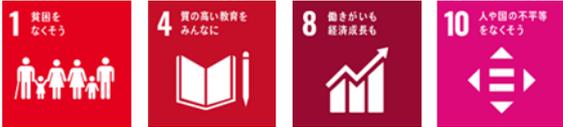
持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)とは、平成27年 (2015)年9月に国連サミットにおいて、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12 (2030)年を期限とする17の目標と169のターゲットが掲げられています。

本計画におけるすべての施策が、SDGsに関連する取り組みであることを意識した上で、それぞれの施策に取り組んでいきます。



■基本方針とSDGsとの関係

基本方針	SDGs
<p>1-1 子ども・若者が自分を大切に 生きられる環境の充実</p>	
<p>1-2 子どもが健やかでたくましく成長 できる教育・保育環境の充実</p>	
<p>2-1 安心して妊娠・出産・育児が できる切れ目ない支援の充実</p>	
<p>2-2 すべての家庭が安心して子育て ができる環境の充実</p>	
<p>3-1 地域における子育て・子育て支援 拠点の充実</p>	
<p>3-2 地域における多様なネットワークの 活用と充実</p>	